

沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会傍聴要領

(令和8年6月4日部長決裁)

1 傍聴する場合の手続

- (1) 協議会の傍聴を希望する方は、協議会の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、協議会開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 協議会の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 協議会の傍聴定員は若干名です。

2 協議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 協議会において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、議長の許可を得ること。
- (6) その他協議会の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。